

令和元年 10 月
海事局船員政策課

船員法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

平成30年末に米国グアム島で発生したクルーズ船の岸壁への接触事故について、乗組員が事故発生前に飲酒をし、酒気帯び状態で航海当直を行ったことが明らかとなったところ。

このようなところ、船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第3条の5及び同条の規定に基づく航海当直基準（平成8年運輸省告示第704号）では、平水区域を航行区域とする船舶を除き、船長は航海当直をすべき職務を有する者が酒気を帯びていないことについて十分に配慮する旨規定されているが、酒気を帯びている者を航海当直に当たらせてはならないことが、船長の義務として明確には規定されていない。

このような中、上記の事故以外にも海運分野において飲酒に係る処分等が毎年発生していることに鑑み、平成31年3月、「海運分野の飲酒対策に関する検討会」が国土交通省海事局に設置され、飲酒に係る安全対策の検討が行われた結果、同年8月に、平水区域を航行区域とする船舶も含め酒気帯びでの当直を禁止するための措置を講ずるべきである旨が取りまとめられた。

このため、船員法施行規則に所要の改正を行うもの。

2. 概要

船員法（昭和22年法律第100号）の適用される船舶（専ら平水区域等において従業する漁船を除く。）の船長が、酒気を帯びている者を航海当直に当たらせてはならないこととするため、船員法施行規則について所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布 : 令和2年1月

施 行 : 令和2年4月1日